

公益社団法人
香川県私学退職金社団

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、公益社団法人香川県私学退職金社団と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、香川県における私立学校を設置している学校法人（高等学校、中学校、幼稚園及び学校法人が設置する幼保連携型認定こども園等に限る。以下同じ。）の設置者に対し、退職金資金を給付し、合わせて必要な事業を行うことにより、私立学校における優秀な人材の確保を支援するとともに、幼児・生徒の学費負担を軽減し、もって、私立学校教育の充実及び振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 第6条に定める社員が設置する私立学校に勤務する校長及び園長、教員、事務職員、その他の職員「一時預かり事業（幼稚園型）、小規模保育事業及び幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設の専任職員を含む」で日本私立学校振興・共済事業団の加入者たるものに対する退職金資金をその社員に給付する事業

(2) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、香川県内において行うものとする。

(公告方法)

第 5 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 3 章 社 員

(社員及び社員の資格の取得)

第 6 条 当法人の社員は、私立学校の設置者とする。社員となるものは、理事会の定める申し込みを行い、その承認を得るものとする。

(経費の負担)

第 7 条 社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年社員総会において別に定める額（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。

(任意退社)

第 8 条 社員は、退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、退社は1箇月以上前に申し出るものとするが、止むを得ない事情があるときは、その限りではない。

(除 名)

第 9 条 当法人の社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により、除名することができる。この場合は、除名した社員にその旨を通知することを要する。

(1) 当法人の目的に反するような行為のあったとき

(2) その他、除名すべき正当な事由があるとき

(社員の資格喪失)

第 10 条 社員は、前2条の場合の他、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 3箇月以上会費等を滞納したとき

- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 学校法人が解散したとき
- (4) 私立幼稚園（学校法人が設置するものを除く。）を廃止したとき
- 2 社員は、前項に該当した場合は、退社するものとする。
- 3 前項、第8条、第9条の規定に該当する社員がこの法人に債務を負っている場合には、直ちにその債務を弁済しなければならない。

（社員名簿）

- 第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

第4章 社員総会

（構成）

- 第12条 当法人の社員総会は定時社員総会と臨時社員総会とし、定時社員総会は毎年事業年度の終了後3箇月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

（権限）

- 第13条 社員総会は次の事項について決議する。
- (1) 社員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (4) 定款の変更及び業務方法書を含む諸規定の制定改廃
 - (5) 解散及び残余財産処分
 - (6) その他社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

（招集）

- 第14条 社員総会は、法令で別段定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
- 2 社員総会を招集するときには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。
- 3 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的記録による議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずに開催することができる。

（議長）

- 第15条 社員総会の議長は代表理事がこれに当たる。

（決議の方法）

- 第16条 社員総会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第49条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 各社員は各1個の議決権を有する。

（社員総会の決議の省略）

- 第17条 社員総会の決議の目的である事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 18 条 止むを得ない事由のために社員総会に出席できない社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、当該社員又は代理人は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事 1 名が記名押印し 10 年間当法人の主たる事務所に備えおくものとする。

2 第 17 条に基づく決議があった場合にも前項の議事録を作成する。

第 5 章 役 員 等

(役員の設置)

第 20 条 当法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 12 名以内
- (2) 監事 3 名以内

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、次の各号に掲げる者の中から社員総会において選任する。

- (1) 社員
- (2) 学識経験者

(役員の職務と権限)

第 22 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

3 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 23 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。

(代表理事)

第 24 条 当法人に代表理事 1 名を置き、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を執行する。

3 代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会が指名する理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

4 代表理事は、事業年度ごとに 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。ただし、理事及び監事が、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(解任)

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、社員の過半数が出席した社員総会で、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議をもって行わなければならない。

(取引の制限)

第 27 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(相談役)

第 28 条 当法人に、任意の機関として 1 名以上 3 名以下の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は次の職務を行う。
 - (1) 代表理事の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 相談役の選任、解任及び任期は、理事会において決議する。
- 4 相談役の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(事務局)

第 29 条 当法人の事務を処理するために、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、代表理事が任免する。
- 4 職員は、事務局長の意見を徴し、代表理事が任免する。
- 5 事務局長及び職員は、理事会の決議を経て、有給とすることができる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 30 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第 31 条 理事会は定時理事会と臨時理事会とする。

- 2 定時理事会は毎年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面で、代表理事に招集を請求したとき

(招 集)

第 32 条 理事会は代表理事がこれを招集し、会日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して招集の通知を発しなければならない。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずして開催する事ができる。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

第 34 条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 35 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき

議決に加わることでできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときは、この限りでない。

(理事等の責任免除等)

第 36 条 当法人は、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事会において理事の過半数の同意をもって、同法第 111 条第 1 項の行為に関する理事又は監事の責任を法令の限度において免除することができる。

(理事会議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事及び出席した監事がこれに記名押印する。

第 7 章 会 計

(会費等の納入)

第 38 条 社員は、その設置する私立学校等に勤務する教職員等及びシニア教職員等の標準報酬月額（私立学校教職員共済法に定める標準報酬月額をいう。）の総額に社員総会及び理事会の決議をもって定める拠出率を乗じて得た額を会費として、毎翌月 10 日までに納入しなければならない。

2 既納の会費等は返還しない。ただし、現事業年度分について、過誤納であることが明らかな場合は、返還することができる。

(会費の延滞)

第 39 条 社員が前条の規定による会費等の納入を延滞した場合において当該延滞期間中に当該社員の設置する私立学校等を退職した教職員等及びシニア教職員等があったときは、資金の給付を停止することがある。

2 会費等を延滞した社員に対しては、期限を付して催促するものとする。

3 前項の規定により、催促しようとするときは、当該社員に対して催促状を発するものとする。この場合において、催促状に指定すべき期限は、催促状を発する日から起算して、10 日以上経過した日でなければならない。

4 前項の規定により、催促するときは、延滞金を徴収する。ただし、代表理事が延滞について特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(財産の管理及び運用)

第 40 条 当法人の財産の管理及び運用並びに業務に関する重要な事項は、代表理事がこれを行うものとし、その方法は業務方法書の定めるところによる。

2 当法人は、特定の個人または団体に対して特別の利益を与えない。また、当法人は、剰余金が生じた場合にも、特定の個人または団体にも剰余金の分配をしない。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 当法人の事業計画及び収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎年事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

（事業年度）

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第44条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第42条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第45条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもって変更することができる。

（解散）

第46条 当法人は一般法人・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決により解散することができる。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第47条 当法人が公益認定の取り消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第48条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第49条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第50条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、「個人情報の保護に関する法律」に従うものとする。

第 10 章 補 則

(委 任)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

付 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、倉田康男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 第 3 条、第 6 条、第 10 条、第 38 条、第 39 条の変更については、平成 27 年 6 月 18 日から施行する。
- 5 第 4 条、第 37 条の変更については、平成 28 年 6 月 29 日から施行する。
- 6 公益社団法人香川県私学退職金社員名簿の削除については、令和元年 6 月 26 日から施行する。
- 7 第 3 条の変更については、令和 3 年 6 月 23 日から施行する。
- 8 第 3 条、第 10 条、第 38 条、第 39 条の変更については、令和 6 年 11 月 27 日から施行する。
- 9 第 20 条、第 38 条の変更については、令和 7 年 11 月 28 日から施行する。